

熊本市建築審査会傍聴における注意事項

必ず傍聴される前にお読みください。

■傍聴について

- ① 傍聴の受付時間は、原則として会議予定時刻の20分前からです。
- ② 傍聴人は、傍聴人受付簿に自己の住所、氏名を記載し（事前に受付したものは内容を確認する）、係員の指示に従い、会議予定時刻5分前迄に入場して下さい。以降はいかなる事由があっても会場に入ることはできません。
- ③ 傍聴人は非公開となる審議等を行う前には、係員の指示に従い速やかに退場して下さい。

■傍聴人の遵守事項

傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守ってください。

- ① 会議中の私語、談話はしないこととし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等の意思表示をしないこと。
- ② はり紙、旗、人に危害を与えるおそれのあるもの、その他会場に持ち込むことが不適当であると認められる物品を携帯しないこと。
- ③ たすき、はちまきの類を身につける等、示威的行為を行わないこと。
- ④ 写真撮影、録画、録音、その他のこれらに類する行為を行わないこと。
- ⑤ 携帯電話等の通信機器や、音の出る機器等は使用しないこと。
- ⑥ 飲食、喫煙をしないこと。
- ⑦ その他会議中の秩序を乱し又は、議事を妨害するような行為をしないこと。

■審議会の秩序の維持

会長は、傍聴人が遵守事項に違反した場合は、退場させることができる。なお、会長が退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

熊本市 建築審査会事務局
熊本市役所 建築指導課 計画班
担当：塚本・藤本
096-328-2513
kenchikushidou@city.kumamoto.lg.jp